別添資料（１）
参加規約（第２期）等一式

「みなとみらい２１地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業」に係る参加規約
（第 2 期：2027 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日）

（事業の趣旨及び本規約の目的）

第１条　みなとみらい２１地区は、一般社団法人横浜みなとみらい２１（以下「ＹMM」という。）と横浜市との共同提案により、2022 年４月に環境省から「脱炭素先行地域」に選定された。「脱炭素先行地域」では、参画事業者とともに「公民連携による大都市における脱炭素モデルの構築」に挑戦することとしており、その中の取組の一つとしてペットボトルのリサイクル等による資源循環の推進を目指している。

「みなとみらい２１地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業」（以下「本事業」という。）は、地域一体となった新たなペットボトルの循環リサイクルシステムの構築を目的として、みなとみらい２１地区内で発生する使用済みペットボトルを巡回一括回収し、新たなペットボトルへ水平リサイクル（ボトル to ボトル）する取組である。2025 年１月末から開始し、地区内施設等 30 施設（2026 年 11 月時点）が参加しており、2027 年４月以降も継続して実施する予定である。

本規約は、本事業の第 2 期として 2027 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日の期間、本事業に使用済みペットボトルを提供する施設（以下「参加施設」という。）の条件等を定めることを目的とする。

（参加施設の条件）

第２条　参加施設は、次の各号の条件を満たすものとする。

（１）みなとみらい２１地区に所在し、及び本事業の趣旨に賛同し、本規約の記載事項について実施・協力することができる事業用途の施設であること。

（２）原則、回収１回あたり５kg 以上の使用済みペットボトルを提供可能であること。ただし、使用済みペットボトルの提供が回収１回あたり５kg 未満となる見込みの施設は、ボトル to ボトルリサイクルを実施する者（以下「実施事業者」という。）と調整のうえ、回収１回あたり５kg 以上の提供量となるよう回収頻度を減らすなどの対応が可能な場合はその限りではない。

（３）使用済みペットボトルの収集場所について、車高制限が 2.4m以上の施設であること。

（４）次に掲げる条件（別紙１）を満たした使用済みペットボトルの提供が可能な施設であること。

ア　識別表示マーク（図①）のある、飲料用ペットボトルであること。
（識別表示マークがあっても、飲料用ではない、調味料ボトル等は対象外）

イ　識別表示マーク（図①）のある、無色透明のペットボトルであること。
（カラーボトルは対象外）

（図①）識別表示マーク

ウ　ペットボトルの中に飲み残しや異物の混入がない状態で提供すること。

エ　ペットボトルの「キャップ」を外した状態で提供すること。なお、ペットボトルのラベルについては、排出者に周知・啓発を行うことによって可能な限り除去するよう努めること。
〔「キャップ付」ペットボトルは第 10 条第４号の取り置き（残置）対象、「ラベル付」ペットボトルは取り置き（残置）対象外〕

オ　前号ア～エのペットボトルを提供する際は、透明又は半透明の大袋に集約（コンビニ袋等の小袋からはできるだけ取り出す）し、本事業対象外のペットボトル、ビン、缶、その他廃棄物（紙ごみ、廃プラスチック等）の混入がない状態に分別のうえ、提供すること。

（５）各参加施設における使用済みペットボトルの排出者に対して、別紙１について周知及び啓発、ま

た分別が徹底されない場合の対応・報告が可能な施設であること。

（６）本事業への参加を希望する施設（以下「参加希望施設」という。）は、参加申込時点で、参加希望施設から提供される使用済みペットボトルに係る産業廃棄物処理委託契約を締結している事業者に対して、本事業への参加に関する情報提供を行い、了承を得ていること。

（７）横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下、本号において「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団、条例第２条第４号に規定する暴力団員等、条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

（８）神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第１項又は第２項に違反している事実がないこと。

（参加施設の実施事項）

第３条　参加施設は、本事業参加にあたり、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

（１）参加施設における使用済みペットボトルの排出者に対して、別紙１に掲げる内容の周知及び啓発を実施する。

（２）参加施設から発生する使用済みペットボトルを収集場所に集約し、分別のうえ、第６条第２号の収集計画に基づき、実施事業者に提供する。

（３）別紙１の条件に適合しない使用済みペットボトルを提供した場合は、参加施設における使用済みペットボトルの排出者（当該施設のテナント企業・店舗、来街者等）に対し改善を促すなど、迅速に適切な対応を行い、ＹＭＭから求めがあった場合には対応状況を報告（様式不問）すること。

（参加申込）

第４条　参加希望施設は、施設名称・所在地・電話番号等について、正確かつ最新の情報を、「事業参加登録申込書」（様式１）に記載してＹＭＭに提出するものとする。

（参加申込の審査）

第５条　ＹＭＭは、前条の規定による参加申込があった場合は、参加希望施設が、第２条の条件に適合するか審査を行い、審査結果を次の各号のとおり通知するものとする。

（１）　第２条の条件に適合すると判断した場合は、参加希望施設に対して、「参加承認通知書」（様式２）を交付し、参加を承認する旨を通知する。

（２）　次のいずれかの事由があると判断した場合は、参加希望施設に対して「参加不承認通知書」（様式３）を交付し、参加を不承認とする旨を通知する。

ア　「事業参加登録申込書」（様式１）に虚偽又は不記載事項があった場合

イ　第２条の条件に適合しない者からの申込である場合

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、ＹＭＭが参加を不相当と認める場合

２　本審査に際して、ＹＭＭ又は実施事業者は、必要に応じて参加希望施設に対し各種確認を行う。

（参加までの流れ）

第６条　参加施設が実施事業者に使用済みペットボトルの提供を開始するまでの流れは、次の各号のとおりとする。

（１）ＹＭＭは、実施事業者及び本事業における関係者に対し収集に必要な情報を随時提供する。
（２）実施事業者は、参加施設と調整のうえ収集計画を作成する。収集計画の作成にあたっては、必要に応じて実施事業者が参加施設の収集場所等の確認を行う。
（３）ＹＭＭは、前号により確定した収集計画を参加施設に対し送付する。
（４）参加施設は、前号の収集計画に基づき、実施事業者へ使用済みペットボトルを提供する。

（参加申込内容の変更）
第７条　参加施設は、第４条に基づき提出した「事業参加登録申込書」（様式１）の内容に変更がある場合、ＹＭＭに「登録内容変更通知書」（様式４）を提出する。ただし、「事業参加登録申込書」（様式１）の「３ 収集について」に変更がある場合、参加施設は、速やかに実施事業者と調整を行い、「登録内容変更通知書」（様式４）をＹＭＭに提出し、調整結果を通知する。その際、ＹＭＭ又は実施事業者は、必要に応じて参加施設に対し各種確認を行う。

（参加の辞退）
第８条　参加施設は、本事業への参加が困難となった場合には、本事業で提供する使用済みペットボトルの最終収集日の 14 日前までに、ＹＭＭに「参加辞退通知書」（様式５）を提出する。その際、ＹＭＭ又は実施事業者は、必要に応じて参加施設に対し各種確認を行う。

（費用等の負担）
第９条　参加施設の費用等の負担は、次の各号のとおりとする。
（１）参加施設における、使用済みペットボトルを収集場所に集約するまでの工程や収集場所における分別・周知・啓発等に要する費用は、参加施設が負担するものとする。
（２）実施事業者が参加施設の収集場所から使用済みペットボトルを収集する工程以降で要する費用は、実施事業者が負担するものとし、参加施設の負担は発生しない。
（３）その他費用について、疑義が発生した場合は、参加施設、ＹＭＭ及び実施事業者が協議の上、決定するものとする。

（事業前提条件及び注意事項）
第 10 条　その他、本事業における事業前提条件及び注意事項は次の各号のとおりとする。
（１）実施事業者はＹＭＭが行う公募により決定し、事業期間は、2025 年 1 月 29 日から 2027 年 3 月 31 日まで実施予定の現行（第１期）の事業期間を継続し、次期期間（第 2 期）として 2027 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで（２年間）とする。ただし、本事業の期間満了時において、実施事業者とＹＭＭ双方が事業継続の意思を有する場合には、最長 3 年間を上限に１年毎に期間を延長できるものとし、最終事業期間満了後は、提案事業者を新たに公募のうえ、本事業を継続実施予定とする。なお、公募により実施事業者が決定しなかった時は、本事業の実施を中止する場合がある。
（２）「事業参加登録申込書」（様式１）に記載された情報は、実施事業者を公募するために必要最小限の範囲で、ＹＭＭより公表される。その際、特定の施設及び個人を識別できないよう、情報は匿名化したうえで提供するものとする。
（３）参加施設が本事業の収集日以外の日に使用済みペットボトルを排出する場合、又は実施事業者の

責めに帰さない事由により使用済みペットボトルの収集が困難となった場合は、参加施設の責任により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等に基づき適切に処理を行うこととする。

（４）参加施設が、別紙１の条件に適合しない使用済みペットボトルを提供した場合は、実施事業者は収集を行わず、収集場所に取り置き（残置）する。その場合、参加施設は別紙１の条件に適合するよう分別のうえ提供を行うか、前号による方法で適切に処理を行うこととする。

（５）参加施設から提供された使用済みペットボトルの量（重量・袋数）及びリサイクル状況は、ＹＭＭ又は実施事業者から参加施設に情報提供を行う。

（６）参加施設による実施事業者への使用済みペットボトルの提供は、処理料金に相当する金品の引渡しを伴わないものとする。

（７）本事業は、実施事業者が使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする原料として自主回収する事業であり、別紙１の条件に適合する使用済みペットボトルは有価物として取り扱う。従って、実施事業者への使用済みペットボトルの提供について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理委託に係る契約書の締結や産業廃棄物管理票の交付は不要とする。

（８）本事業開始後に、参加施設が提供する使用済みペットボトルが、別紙１の条件に適合しない状態が継続し、廃棄物処理法に適合しないおそれがあると判断される場合、ＹMM、実施事業者又は関係行政機関は、必要に応じて参加施設に対し改善を求めることがある。

（９）前号により改善を求められたにも関わらず、改善が確認できない場合、ＹMM、実施事業者又は関係行政機関の判断により必要に応じて収集を停止し、本事業への参加承認を取り消すことがある。

(10) 本事業への参加申込手続に関し必要な事項は、別途定める「みなとみらい２１地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業参加申込手続要領（第２期)」によるものとする。

（秘密保持）

第 11 条　ＹMM及び実施事業者は、本事業で知り得た参加施設の秘密情報（本規約に基づく様式により提供を受けた情報又は相手方が秘密である旨を明示して開示した情報）を、法令の定めによる場合を除き、相手方の事前承諾なしに第三者に開示、漏洩又は本事業以外の目的のために使用しない。

２　前項の規定にかかわらず、本事業における関係者へは秘密情報を必要な範囲で開示できるものとする。

３　前２項により秘密情報を開示する場合、秘密情報を開示した者は、秘密情報の開示を受けた者に対して、本規約と同様の秘密保持義務を課すものし、その義務の履行について一切の責任を負うものとする。

（協議事項）

第 12 条　本規約について疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が生じた場合は、本事業における関係者が誠意をもって協議し、解決することとする。

回収する使用済みペットボトルの条件

（第2期：2027年4月1日～2029年3月31日）

条件①　識別表示マーク（PETボトル）のある、「無色透明」の「飲料用ペットボトル」であること

識別表示マーク

＋

無色透明

カラーボトル

＋

飲料用
ペットボトル

ラベルもできるだけ外してください。（努力義務）

調味料用
ペットボトル

提供の際は…

条件②　「飲み残しや異物の混入がない状態」で提供

→中身が入っているペットボトルは、取置（残置）対象 です。

条件③　「キャップ」を外した状態で提供

→キャップ付のペットボトルは、取置（残置）対象 です。

※「ラベル」は、排出者に周知・啓発を行い、できる限り除去するよう努めてください。ラベルが付いていても回収は行います。

条件④　「透明又は半透明」の大袋に集約し、分別 のうえ提供

※提供時は、大袋に集約し（コンビニ袋などの小袋からはできるだけ出す）、分別のうえ提供してください。

→対象外ボトルやビン・缶、その他廃棄物（紙ごみ、廃プラスチック等）が袋の中に混入されている場合は、取置（残置）対象 です。

ボトルtoボトル「対象外」ボトル

- カラーボトル
- 食用油
- 洗剤
- 調味料ボトル（識別表示マーク付でもNG）
- 消毒用アルコール
- ウォーターサーバー用（ガロンボトル）

※識別表示マーク が付いていても、飲料用ペットボトル以外の調味料ボトル（しょうゆ・みりん・酒・ドレッシング・油など）等は、「対象外」ボトルです。

ビン・缶・その他廃棄物

- ビン
- 缶
- 紙ごみ
- 廃プラスチック類

※ビン・缶・紙ごみ・廃プラスチック類等の廃棄物を混入させないで下さい。

【参考】回収対象外のボトル

こんなボトルはボトルtoボトルできません！

カラーボトル

ウォーターサーバー用（ガロンボトル）

液体調味料
（しょうゆ、ドレッシング等）

食用油

洗剤

消毒用アルコール

※回収対象外の理由

識別表示マークの無いボトル	最終製品の品質に影響を与えるなど、ボトルtoボトルリサイクルに適さないため。
カラーボトル	日本の飲料ペットボトルは透明が基本の規格であり、 海外製の商品に多い色付きのボトルは、ボトルto ボトルリサイクルができないため。
ウォーターサーバー用（ガロンボトル）	ボトルto ボトルリサイクルに適した製品が限定的であり、 回収やリサイクル処理の際に判別が困難であるため。
液体調味料ボトル ドレッシングボトル	「PET」では無いプラスチック製が多数あり、その混在を回避することが困難であるため。内側にリサイクルに適さない油分や色素が付着している場合の除去が困難であるため。
食用油のボトル 消毒用アルコールのボトル	「PET」では無いプラスチック製であり、その混在を回避することが困難であるため。 内側にリサイクルに適さない油分や色素が付着している場合の除去が困難であるため。

みなとみらい２１地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業
参加申込手続要領
（第 2 期：2027 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日）

1　要領の目的

本要領は、「「みなとみらい２１地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業」に係る参加規約（第 2 期)」（以下「参加規約」という。）で定める参加施設の参加申込に関し、必要な事務手続きを定めることを目的とする。

2　参加条件

参加規約第２条を参照すること。

3　参加申込方法

（1）提出書類

事業参加登録申込書（様式１）

（2）提出期限

随時受付

※本事業への参加開始時期（使用済みペットボトルの提供開始）は、原則、年２回（４月、10 月）とし、各参加開始月の各前月末までに「事業参加登録申込書」（様式１）を提出すること。

※具体的な回収開始日等の詳細は、実施事業者と参加申込施設が協議、調整のうえ、決定

（3）提出方法

電子メール

（4）提出先

〒220-0012
横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号 クイーンズスクエア横浜クイーンモール３階
一般社団法人横浜みなとみらい２１
担当：企画調整部
TEL：045-682-4404
E-mail：mm21zeroemissions@ymm21.or.jp

4　事業前提条件及び注意事項

・使用済みペットボトルは、実施事業者により、原則、週３回の頻度で回収される。
・使用済みペットボトルの提供が回収１回あたり５kg 未満となる見込みの施設は、実施事業者と調整のうえ、回収１回あたり５kg 以上の提供量となるよう回収頻度を減らすなどの調整を行う場合がある。
・使用済みペットボトルの具体的な収集頻度及び曜日は、参加施設より提出された「事業参加登録申請書」（様式１）に基づき、実施事業者が参加施設と協議のうえ決定する。なお、収集頻度は時季・回収量等により、実施事業者が参加施設と協議のうえ変更となる場合がある。

5　審査結果の通知

審査後、参加規約第５条の規定に基づき、審査結果を「事業参加登録申請書」（様式１）に記載された連絡担当者の電子メールアドレス宛に通知する。

6　事業の流れ（予定）

時期	実施事項
2026 年 10 月 6 日 ～10 月 20 日	地区内施設等への第 2 期参加意向確認、新規参加施設の募集 ※参加施設は随時募集・申込受付 ※参加開始時期は、原則、年 2 回（4 月、10 月）
2026 年 11～12 月	第 2 期実施事業者の公募・決定
2027 年１～3 月	第 2 期実施事業者と参加施設との収集日等の調整、収集計画の確定
2027 年 3 月 31 日	第 1 期事業実施期間満了 ※現行の第 1 期実施事業者〔サントリーホールディングス㈱（代表企業)、ecomate㈲（収集・処理業者)、J&T 環境㈱（リサイクラー)、協栄産業㈱（リサイクラー)〕での回収終了
2027 年 4 月 1 日～	公募により決定した第 2 期事業者により、第 2 期事業開始 （参加施設から第２期実施事業者へ使用済みペットボトルの提供開始)
2029 年 3 月 31 日	第 2 期事業実施期間満了 ※期間満了後は、提案事業者を新たに公募のうえ、本事業を継続実施(予定) ※ただし、本事業の期間満了時において、第 2 期実施事業者と一般社団法人横浜みなとみらい２１双方が事業継続の意思を有する場合には、最長 3 年間を上限に１年毎に期間を延長できるものとし、最終事業期間満了後は、提案事業者を新たに公募のうえ、本事業を継続実施(予定)とする。
2029 年 4 月 1 日(又は事業期間を延長した場合は、最終事業期間満了後）～	次回公募により新たに決定した実施事業者により事業継続（予定）